

相談支援センターだより

秋田大学医学部附属病院
相談支援センター 発行
第8号平成21年7月28日

高額療養費制度



重い病気などで病院に長期入院したり、治療が長引く場合には医療費の自己負担額が高額となります。そのため、医療費の負担を軽減できるように、一定の金額（自己負担限度額）を超えた部分が払い戻される制度が「高額療養費制度」です。

創刊号「豆知識」に掲載した制度ですが、相談支援センターに相談で来室された外来・入院患者さんの相談件数としても上位にあがる事例です。医療費が高額になった場合、患者さんが慌てることなく対応ができる手段の一步として相談支援センターでは「高額療養費制度」についての説明文（下記）を作成し、当院外来案内の冊子に組み込んでご活用いただけるようにしました。

医療費の負担が心配な方へ

～ 高額療養費制度等のご案内 ～



- ① 高額療養費制度……………1ヶ月にかかる医療費の自己負担が基準額以上を超えた場合、超えた医療費が健康保険より還付される制度です。
- ② 高額療養費現物給付制度……医療費請求額を基準額までにとどめる制度です。入院中のみで、外来通院中は対象となりません。
- ③ 高額療養費融資制度……………①または②の制度が使えない場合でも、極力窓口負担を軽減するための貸付制度です。

*申請は1ヶ月単位となります。月をまたぐような継続的治療を受ける場合は、各々の月ごとに医療費が一定額を超えているか計算します。

*当院相談支援センターでもご説明が出来ます。（相談をご希望の方は、入院受付3番窓口へお越し下さい）
または下記へお問い合わせ下さい。

国民健康保険の方は、各市町村窓口へ

協会けんぽの方は、各職場の担当者または健康保険協会秋田県支部(☎883-1800)へ

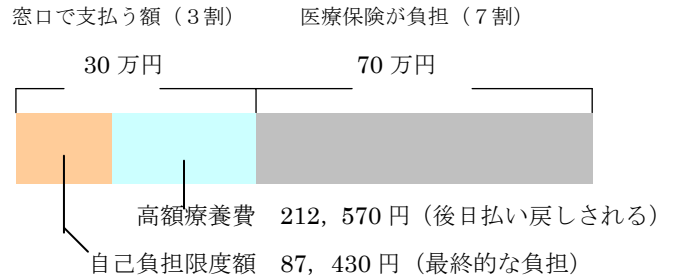
組合や共済の方は、各職場の担当者または各組合・共済窓口へ

秋田大学医学部附属病院 医事課・相談支援センター

例) 70歳未満

70歳未満で所得区分が「一般」の人の場合(医療費100万円)

区分	自己負担限度額
一般	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%
上位所得者※	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1%
市町村民税非課税者	35,400円



※協会けんぽ、組合、共済などに加入の場合は、標準報酬月額53万円以上の方。国保の場合は世帯全ての加入者の基礎控除後所得合計額が600万円を超える世帯。・70歳以上の方の自己負担限度額は上記とは異なりますので詳しくは相談支援センターまで

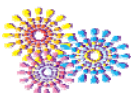
「皆さんのご意見・ご要望」より



当院をご利用になる皆様の声を一部掲載させていただきます

ケース1：入院患者です。先日の事です。リハビリから帰って来て、病室の仲間と内容を話していた時でした。そこへ、ある看護師さんが来て一緒に踊るリハビリをしてくれました。自分達の事を親身になって、考えて行動してくれている事をありがたく思いました。

回答：患者様の言葉は、私たち看護師の励みになります。ありがとうございます。これからも皆様に喜んでいただけるよう、また、入院生活を有意義に安心して過ごせるよう、スタッフ一同頑張ります。



編集
後記

梅雨明けも待たれるなか、一段と暑さが加わるころとなり、外気温と室内気温の差が激しく体調を崩しやすいですが、皆さま健康管理に十分注意して短い秋田の夏を乗り切りましょう。